

大阪府学校給食用
牛乳供給対策要綱

平成26年2月5日施行

大 阪 府

大阪府学校給食用牛乳供給対策要綱

第1 趣旨

府は、牛乳の消費を拡大することにより、酪農の健全な発展を図るとともに、児童及び生徒の体位、体力の向上に資するため、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づいて定める、学校給食供給目標及び学校給食供給計画数量に即して、安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間継続して計画的かつ効率的に供給することを推進するものとし、その供給の実施に当たっては、国の要綱に定めるもののほかこの要綱の定めるところによるものとする。

第2 学校給食用牛乳の需要量計画

- 1 学校給食用牛乳（以下「学乳」という。）の飲用を予定する学校の校長及び共同調理施設の代表者は毎年度、牛乳需要量計画書（様式第1号）を当該学乳の飲用を予定する年度の前年度の11月10日までに大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）に提出（市町村立学校にあっては、市町村教育委員会が取りまとめの上、府教育委員会に提出）するものとする。
- 2 府教育委員会は、1の需要量計画を取りまとめ、様式第2号により11月末日までに知事に通知するものとする。
- 3 牛乳需要量計画書提出後、当該年度が始まるまでにその内容に変更が生じた場合、提出者は、速やかに府教育委員会に再提出し、また、これを受けた府教育委員会はその旨を速やかに知事に通知するものとする。

第3 学乳の供給事業者の認定

- 1 大阪府学校給食用牛乳供給事業に係る学乳の供給を希望する事業者は、毎年度、知事が別に定める当該供給年度の見積価格を提出する期日までに学校給食用牛乳供給事業者認定申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。
- 2 大阪府学校給食用牛乳供給事業に係る学乳の供給を行うことのできる事業者（以下「供給事業者」という。）は、国の要綱第6の6の規定及び大阪府学校給食用牛乳供給事業者認定基準（以下「認定基準」という。）を満たす者とする。
- 3 認定は申請者に対して行う。ただし、申請者が事業協同組合等、複数の工場をまとめて申請している場合は、工場毎に行う。

第4 供給価格及び供給事業者等の決定

- 1 知事は、学乳の供給価格及び供給事業者を決定する単位としての区域については、「大阪府学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領」（以下「決定要領」という。）に基づき、府教育委員会と協議の上決定するものとする。
- 2 知事は、区域毎の供給価格及び供給事業者の決定にあたっては、決定要領に基づき行うものとする。

第5 学乳の供給契約の締結

供給事業者は、学乳等の供給を行う場合、あらかじめ書面により、次の内容を明らかにした供給契約を公益財団法人大阪府学校給食会（ただし、大阪市立の各学校に供給する事業者にあつては、公益財団法人大阪

市学校給食協会)と締結するものとする。ただし、市町村教育委員会等の申し出により、直接契約を締結することも可能とする。

- 1 数 量
- 2 受渡方法
- 3 価 格
- 4 代金の支払方法
- 5 その他必要事項

第6 保護者負担額の調整

学乳の保護者負担額については、児童・生徒の体位・体力の向上に寄与するという公益性及び学乳の継続的飲用による牛乳消費量の安定的拡大を図る観点から、包装形態ごとに府内同一価格となるよう、第4により決定された供給価格を第2により通知を受けた需要量計画に基づき加重平均して調整するものとする。

第7 検査等

知事は、酪農と肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年6月14日法律第182号)の規定に基づき、この事業の実施のため必要と認めるときは、供給事業者からその業務に必要な報告を求め、又はその職員に、供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第 8 決定の取消

知事は決定を受けた事業者が認定基準の要件を満たさなくなったときは、府教育委員会と協議し当該決定を取消することができる。

第 9 学乳の供給事業者認定申請内容の変更

供給事業者は、第 3 の 1 の規定により申請した学校給食用牛乳供給事業者認定申請書の内容を変更した場合は、30 日以内に学校給食用牛乳供給希望事業者認定申請内容変更届（様式 4 号）を知事に提出するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

平成 12 年度においては、要綱第 4 の規定に基づき、供給価格の決定及び供給事業者が決定されるまでは、改正前の本要綱の定めによるところにより実施する。

- 2 この要綱は、平成 13 年 6 月 4 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。（13 年度流第 128 号）

- 3 この要綱は、平成 15 年 1 月 20 日から施行する。（14 年度流第 462 号）

- 4 この要綱は、平成15年9月22日から施行し、平成15年4月1日から適用する。(15年度流第1540号)
- 5 この要綱は、平成19年6月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。(19年度流第1179号)
- 6 この要綱は、平成20年2月8日から施行する。(19年度流第1179-2号)
- 7 この要綱は、平成22年10月18日から施行し、平成22年4月1日から適用する。(22年度流第1635号)
- 8 この要綱は、平成23年12月16日から施行する。(23年度流第3040号)
- 9 この要綱は、平成24年4月12日(施行日)から施行し、平成24年4月1日から適用する。(24年度流第1054号)
- 10 この要綱は、平成26年2月5日から施行する。(25年度流第1827号)